**令和6年度介護報酬改定に係るサービスコードについてのＱ＆Ａ**

|  |
| --- |
| 問1）訪問介護相当サービス（A2）における、ロ（1月当たりの回数を定める場合）の標準的な内容の指定相当訪問型サービスとは何か？ |

回答）生活援助と身体介護が複合されたサービスまたは20分以上の身体介護を提供す

る場合に使用してください。身体介護の定義については、老計第10号をご確認ください。

|  |
| --- |
| 問2）訪問介護相当サービス（A2）において、生活援助と身体介護を区別してサービスコードを使用することとなるが、ケアマネジャーか事業所のどちらが主体的にケアプランを作ればよいのか？ |

回答）今までと同様にケアマネジャーがケアプランを作成し、事業所がサービス提供することに変わりはありませんが、利用者が必要としているサービスが生活援助なのか身体介護なのかを見極める必要があるので、ケアマネジャーと事業所が密に連携をとり、ケアプランを作成する必要があります。